

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第22号

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則

新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(機関の設置及び事務分掌)</p> <p><b>第1条</b> 知事の補助機関の設置、組織、所掌事務及び職員の職等については、法令、条例及び他の規則に別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。ただし、臨時及び非常勤の職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）の職等については、別に定める。</p> <p>(防災局)</p> <p><b>第6条の4</b> 防災局に次の課、係及び班を置く。 防災企画課（略） 危機対策課 <u>災害対策係 危機管理係 防災システム係</u> 消防課・原子力安全対策課（略）</p> <p>(福祉保健部)</p> <p><b>第6条の5</b> 福祉保健部に次の課、室、センター、係及び班を置く。 福祉保健総務課～感染症対策・薬務課（略） 医師・看護職員確保対策課 <u>医師確保企画係 研修医確保係 看護職員確保</u> ・育成係 高齢福祉保健課（略） 健康づくり支援課 <u>難病等対策係 母子保健係 健康立県推進班</u> 歯科保健係 成人保健係 生活衛生課・障害福祉課（略） 子ども家庭課 <u>保育支援係 家庭福祉係 児童福祉係 子ども</u> <u>政策室</u></p> <p>(産業労働部)</p> <p><b>第6条の6</b> 産業労働部に次の課、室、係及び班を</p>	<p>(機関の設置及び事務分掌)</p> <p><b>第1条</b> 知事の補助機関の設置、組織、所掌事務及び職員の職等については、法令、条例及び他の規則に別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。ただし、臨時及び非常勤の職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）の職等については、別に定める。</p> <p>(防災局)</p> <p><b>第6条の4</b> 防災局に次の課、係及び班を置く。 防災企画課（略） 危機対策課  消防課・原子力安全対策課（略）</p> <p>(福祉保健部)</p> <p><b>第6条の5</b> 福祉保健部に次の課、室、センター、係及び班を置く。 福祉保健総務課～感染症対策・薬務課（略） 医師・看護職員確保対策課 <u>医師確保係 看護職員確保</u>・育成係 高齢福祉保健課（略） 健康づくり支援課 <u>難病等対策・母子保健係 健康立県推進班</u> 歯 科保健係 成人保健係 生活衛生課・障害福祉課（略） 子ども家庭課 <u>企画係 家庭福祉係 保育支援係</u></p> <p>(産業労働部)</p> <p><b>第6条の6</b> 産業労働部に次の課、室、係及び班を</p>

置く。

産業政策課 (略)

地域産業振興課

金融係 小規模企業支援班 地場産業・日本酒振興室

創業・イノベーション推進課

次世代技術振興係 新事業支援班 新エネルギー資源開発室

産業立地課～雇用能力開発課 (略)

(観光文化スポーツ部)

**第6条の7** 観光文化スポーツ部に次の課、室及び係を置く。

観光企画課・国際観光推進課 (略)

文化課

文化政策係 文化資源活用推進係 埋蔵文化財係 芸術文化振興室 世界遺産登録推進室

スポーツ課

企画係 競技スポーツ係 スポーツ施設係 スポーツ交流係

(土木部)

**第6条の10** 土木部に次の課、室、係及び班を置く。

監理課

総務係 予算係 企画調整室

技術管理課～営繕課 (略)

2・3 (略)

**4** 第1項に規定するもののほか、監理課に建設業室を置き、同室に企画指導係、入札契約係及び審査係を置く。

(交通政策局)

**第6条の11** 交通政策局に次の課、係及び班を置く。

交通政策課

総務班 地域交通班

港湾振興課

港湾企画振興班 万代島振興・東港係

港湾整備課・空港課 (略)

(出納局)

**第7条** (略)

2 (略)

3 出納局に次の課、係及び班を置く。

管理課

総務班 企画・支援班 決算・資金係 支払・国費係

会計検査課

調達契約係

(分掌事務)

**第9条** 前節に規定する課、室及びセンター(課又

置く。

産業政策課 (略)

地域産業振興課

金融係 小規模企業支援係 地場産業・日本酒振興室

創業・イノベーション推進課

次世代産業育成班 創業支援班 新エネルギー資源開発室

産業立地課～雇用能力開発課 (略)

(観光文化スポーツ部)

**第6条の7** 観光文化スポーツ部に次の課、室、係及び班を置く。

観光企画課・国際観光推進課 (略)

文化課

文化政策係 文化事業係 文化財係 埋蔵文化財係 世界遺産登録推進室

スポーツ課

企画係 競技スポーツ係 スポーツ施設係 スポーツイベント班

(土木部)

**第6条の10** 土木部に次の課、室、係及び班を置く。

監理課

総務係 予算係 企画調整室 建設業室

技術管理課～営繕課 (略)

2・3 (略)

(交通政策局)

**第6条の11** 交通政策局に次の課、係及び班を置く。

交通政策課

総務班 交通企画班 地域交通班

港湾振興課

港湾企画振興班 万代島・東港管理係

港湾整備課・空港課 (略)

(出納局)

**第7条** (略)

2 (略)

3 出納局に次の課、係及び班を置く。

管理課

総務班 企画・指導係 決算・資金係 支払・国費係

会計検査課

物品契約係

(分掌事務)

**第9条** 前節に規定する課、室及びセンター(課又

はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。

知事政策局～土木部 (略)

交通政策局

交通政策課 (略)

港湾振興課

(1)～(3) (略)

(4) 離島航路に関する事項

(5) 万代島地区の活性化に関する事項

(6) (略)

港湾整備課・空港課 (略)

出納局

管理課 (略)

会計検査課

(1)・(2) (略)

(3) 物品等の調達に関する事項

2 (略)

(名称、位置及び所管区域)

**第10条** (略)

2～7 (略)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

11 (略)

12 (略)

13 (略)

14 (略)

15 (略)

16 (略)

17 (略)

(組織)

**第11条** 地域振興局に次の部、センター、課及び係を置く。

(1)～(3) (略)

(4) 三条地域振興局

はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。

知事政策局～土木部 (略)

交通政策局

交通政策課 (略)

港湾振興課

(1)～(3) (略)

(4) 万代島再開発に関する事項

(5) (略)

港湾整備課・空港課 (略)

出納局

管理課 (略)

会計検査課

(1)・(2) (略)

(3) 物品の調達に関する事項

2 (略)

(名称、位置及び所管区域)

**第10条** (略)

2～7 (略)

**8** 第1項の規定にかかわらず、労働に関する事務についての所管区域は、次のとおりである。

名 称	所 管 区 域
<u>新潟地域振興局</u>	<u>新潟市 新発田市 村上市</u> <u>五泉市 阿賀野市 佐渡市</u> <u>胎内市 北蒲原郡 東蒲原郡</u> <u>岩船郡</u>
<u>長岡地域振興局</u>	<u>長岡市 三条市 柏崎市 小</u> <u>千谷市 加茂市 十日町市</u> <u>見附市 燕市 魚沼市 南魚</u> <u>沼市 西蒲原郡 南蒲原郡</u> <u>三島郡 南魚沼郡 中魚沼郡</u> <u>刈羽郡</u>
<u>上越地域振興局</u>	<u>上越市 糸魚川市 妙高市</u>

9 (略)

10 (略)

11 (略)

12 (略)

13 (略)

14 (略)

15 (略)

16 (略)

17 (略)

18 (略)

(組織)

**第11条** 地域振興局に次の部、センター、課及び係を置く。

(1)～(3) (略)

(4) 三条地域振興局

健康福祉環境部

- 企画調整課～生活衛生課 (略)  
環境センター (略)  
農業振興部 (略)  
地域整備部  
総務課  
業務課  
業務係  
用地・行政課  
維持管理課～建築課 (略)
- (5) (略)
- (6) 魚沼地域振興局  
健康福祉部・農業振興部 (略)  
地域整備部  
総務課  
業務課  
業務係  
用地・行政課  
維持管理課～治水課 (略)
- (7)・(8) (略)
- (9) 柏崎地域振興局  
健康福祉部・農業振興部 (略)  
地域整備部  
総務課  
業務課  
業務係  
用地・行政課  
維持管理課～ダム管理課 (略)
- (10) 上越地域振興局  
企画振興部・県税部 (略)  
健康福祉環境部  
総務福祉課  
  
企画調整課～生活衛生課 (略)  
環境センター (略)  
児童・障害者相談センター～地域整備部 (略)
- (11) 糸魚川地域振興局  
健康福祉部・農林振興部 (略)  
地域整備部  
総務課  
業務課  
業務係  
用地・行政課  
維持管理課～河川・砂防課 (略)
- (12) 佐渡地域振興局  
健康福祉環境部・農林水産振興部 (略)  
地域整備部  
総務課

健康福祉環境部

- 庶務課  
庶務係  
企画調整課～生活衛生課 (略)  
環境センター (略)  
農業振興部 (略)  
地域整備部  
総務課  
業務課  
業務係 行政係  
用地課  
維持管理課～建築課 (略)
- (5) (略)
- (6) 魚沼地域振興局  
健康福祉部・農業振興部 (略)  
地域整備部  
総務課  
業務課  
業務係 行政係  
用地課  
維持管理課～治水課 (略)
- (7)・(8) (略)
- (9) 柏崎地域振興局  
健康福祉部・農業振興部 (略)  
地域整備部  
総務課  
業務課  
業務係 行政係  
用地課  
維持管理課～ダム管理課 (略)
- (10) 上越地域振興局  
企画振興部・県税部 (略)  
健康福祉環境部  
総務福祉課  
庶務係  
企画調整課～生活衛生課 (略)  
環境センター (略)  
児童・障害者相談センター～地域整備部 (略)
- (11) 糸魚川地域振興局  
健康福祉部・農林振興部 (略)  
地域整備部  
総務課  
業務課  
業務係 行政係  
用地課  
維持管理課～河川・砂防課 (略)
- (12) 佐渡地域振興局  
健康福祉環境部・農林水産振興部 (略)  
地域整備部  
総務課

業務課  
業務係  
用地・行政課  
維持管理課～県民サービスセンター  
(略)

2 (略)

3 新潟地域振興局新津地域整備部に次の課及び係を置く。

庶務課  
庶務係  
用地・行政課  
維持管理課～ダム管理課 (略)

4 (略)

5 新潟地域振興局津川地区振興事務所に次の課及び係を置く。

総務課  
総務係  
  
用地・行政課  
維持管理課～森林施設課 (略)

6～12 (略)

(分掌事務)

**第12条** 村上地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24項から第26項までに規定するもののほか、次のとおりとする。

健康福祉部・農林振興部 (略)  
地域整備部  
総務課

(1) (略)

(2) 第13条各号に掲げる事項に係る文書及び会計に関する事項

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

業務課

(1)～(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

用地課～災害復旧課 (略)

2 新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部～農村整備部 (略)  
地域整備部  
庶務課

(1)～(4) (略)

(5) (略)

業務課  
業務係 行政係  
用地課  
維持管理課～県民サービスセンター  
(略)

2 (略)

3 新潟地域振興局新津地域整備部に次の課及び係を置く。

庶務課  
庶務係 行政係  
用地課  
維持管理課～ダム管理課 (略)

4 (略)

5 新潟地域振興局津川地区振興事務所に次の課及び係を置く。

総務課  
総務係  
行政係  
用地課  
維持管理課～森林施設課 (略)

6～12 (略)

(分掌事務)

**第12条** 村上地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24項から第26項までに規定するもののほか、次のとおりとする。

健康福祉部・農林振興部 (略)  
地域整備部  
総務課

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

業務課

(1)～(4) (略)

(5) 土地取引の届出等に関する事項

(6) (略)

(7) (略)

用地課～災害復旧課 (略)

2 新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部～農村整備部 (略)  
地域整備部  
庶務課

(1)～(4) (略)

(5) 土地取引の届出等に関する事項

(6) (略)

(6) (略)

用地課～ダム管理課 (略)

- 3 新潟地域振興局の部及び課の分掌事務は、巻農業振興部、新津地域整備部、新潟港湾事務所及び津川地区振興事務所に係るものを除き、次のとおりとする。

企画振興部

- (1)～(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

県税部～農林振興部 (略)

地域整備部

庶務課

前項に規定する地域整備部庶務課の分掌事務

用地課～都市整備課 (略)

- 4 三条地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、第25項及び第26項に規定するもののほか、次のとおりとする。

健康福祉環境部

企画調整課

第2項に規定する健康福祉環境部庶務課及び企画調整課の分掌事務

地域福祉課～生活衛生課 (略)

環境センター (略)

農業振興部 (略)

地域整備部

総務課

- (1) (略)

- (2) 第13条各号に掲げる事項に係る文書及び会計に関する事項

(7) (略)

用地課～ダム管理課 (略)

- 3 新潟地域振興局の部及び課の分掌事務は、巻農業振興部、新津地域整備部、新潟港湾事務所及び津川地区振興事務所に係るものを除き、次のとおりとする。

企画振興部

- (1)～(7) (略)

(8) 労働行政に関する事項

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

県税部～農林振興部 (略)

地域整備部

庶務課

(1) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項

(2) 土木事業に係る入札及び契約並びに建設業の指導に関する事項

(3) 公共施設の管理に関する事項

(4) 国土交通省所管国有財産（従前の建設省所管の国有財産に限る。）の取得、管理及び処分に関する事項

(5) 建設工事に係る資材の分別解体等に関する事項（国の機関又は地方公共団体が行う建設工事に限る。）

(6) 部内他課に属しない事項

用地課～都市整備課 (略)

- 4 三条地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、第25項及び第26項に規定するもののほか、次のとおりとする。

健康福祉環境部

庶務課

(1) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項

(2) 保健所及び福祉事務所の庶務及び会計に関する事項

(3) 部内他課等に属しない事項

企画調整課

第2項に規定する健康福祉環境部企画調整課の分掌事務

地域福祉課～生活衛生課 (略)

環境センター (略)

農業振興部 (略)

地域整備部

総務課

- (1) (略)

- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)

業務課

- (1) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項
- (2) 土木事業に係る入札及び契約並びに建設業の指導に関する事項
- (3) 建設工事に係る資材の分別解体等に関する事項（国の機関又は地方公共団体が行う建設工事に限る。）
- (4) 部内他課に属しない事項

用地・行政課

- (1) 土木事業に係る土地等の収用、使用、買収及び寄付並びに地上物件等の移転並びに損失補償に関する事項
- (2) 公共施設の管理に関する事項
- (3) 国土交通省所管国有財産（従前の建設省所管の国有財産に限る。）の取得、管理及び処分に関する事項

維持管理課～ダム管理課 (略)

- 5 長岡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務（与板及び小千谷の各維持管理事務所の分掌事務を除く。）は、次のとおりとする。

企画振興部

- (1)～(6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)

県民サービスセンター (略)

県税部～農林振興部 (略)

地域整備部

庶務課

第2項に規定する地域整備部庶務課の分掌事務

- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)

業務課

第2項に規定する地域整備部庶務課の分掌事務  
用地課

第1項に規定する地域整備部用地課の分掌事務  
維持管理課～ダム管理課 (略)

- 5 長岡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務（与板及び小千谷の各維持管理事務所の分掌事務を除く。）は、次のとおりとする。

企画振興部

- (1)～(6) (略)
- (7) 労働行政に関する事項
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) (略)

県民サービスセンター (略)

県税部～農林振興部 (略)

地域整備部

庶務課

- (1) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項
- (2) 土木事業に係る入札及び契約並びに建設業の指導に関する事項
- (3) 公共施設の管理に関する事項
- (4) 国土交通省所管国有財産（従前の建設省所管の国有財産に限る。）の取得、管理及び処分に関する事項
- (5) 土地取引の届出等に関する事項
- (6) 建設工事に係る資材の分別解体等に関する事項（国の機関又は地方公共団体が行う建設工事に限る。）

用地課～建築課 (略)  
6 魚沼地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24項から第26項までに規定するもののほか、次のとおりとする。

健康福祉部・農業振興部 (略)  
地域整備部  
総務課 (略)  
業務課

(1) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項

(2) 土木事業に係る入札及び契約並びに建設業の指導に関する事項

(3) 建設工事に係る資材の分別解体等に関する事項

(4) 部内他課に属しない事項

用地・行政課

第4項に規定する地域整備部用地・行政課の分掌事務

維持管理課～治水課 (略)

7・8 (略)

9 柏崎地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24項から第26項までに規定するもののほか、次のとおりとする。

健康福祉部・農業振興部 (略)  
地域整備部  
総務課 (略)  
業務課

第6項に規定する地域整備部業務課の分掌事務  
用地・行政課

第4項に規定する地域整備部用地・行政課の分掌事務

維持管理課～ダム管理課 (略)

10 上越地域振興局の部、センター及び課の分掌事務（上越東農林事務所及び上越東維持管理事務所の分掌事務を除く。）は、妙高砂防事務所及び直江津港湾事務所に係るものを除き、次のとおりとする。

企画振興部

第5項に規定する企画振興部の分掌事務

に限る。)

(7) 部内他課に属しない事項

用地課～建築課 (略)

6 魚沼地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24項から第26項までに規定するもののほか、次のとおりとする。

健康福祉部・農業振興部 (略)  
地域整備部  
総務課 (略)  
業務課

第1項に規定する地域整備部業務課の分掌事務

用地課

第1項に規定する地域整備部用地課の分掌事務

維持管理課～治水課 (略)

7・8 (略)

9 柏崎地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24項から第26項までに規定するもののほか、次のとおりとする。

健康福祉部・農業振興部 (略)  
地域整備部  
総務課 (略)  
業務課

第1項に規定する地域整備部業務課の分掌事務  
用地課

第1項に規定する地域整備部用地課の分掌事務

維持管理課～ダム管理課 (略)

10 上越地域振興局の部、センター及び課の分掌事務（上越東農林事務所及び上越東維持管理事務所の分掌事務を除く。）は、妙高砂防事務所及び直江津港湾事務所に係るものを除き、次のとおりとする。

企画振興部

(1) 局所管の人事の総合調整に関する事項

(2) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項

(3) 県税部所管の人事、文書及び会計に関する事項

(4) 庁舎管理に関する事項（他部等の所管に属する事項を除く。）

(5) 局及び地域機関の連絡調整に関する事項

(6) 危機管理に係る総合調整に関する事項（他部



県民サービスセンター (略)  
 県税部～地域整備部 (略)

11 糸魚川地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24項から第26項までに規定するもののほか、次のとおりとする。

健康福祉部・農林振興部 (略)  
 地域整備部  
 総務課 (略)  
 業務課

第6項に規定する地域整備部業務課の分掌事務  
 用地・行政課

第4項に規定する地域整備部用地・行政課の分掌事務

維持管理課～河川・砂防課 (略)

12 佐渡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、第26項に規定するもののほか、次のとおりとする。

健康福祉環境部・農林水産振興部 (略)  
 地域整備部  
 総務課

(1) (略)

(2) 第13条各号に掲げる事項に係る文書及び会計に関する事項

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

業務課

第4項に規定する地域整備部業務課の分掌事務

等の所管に属する事項を除く。)

(7) 労働行政に関する事項

(8) 地域振興に係る施策の企画立案及び実施に関する事項

(9) 地域振興に係る局内の調整に関する事項

(10) 地域振興に係る市町村との情報交換に関する事項

(11) 地域振興計画に関する事項

県民サービスセンター (略)  
 県税部～地域整備部 (略)

11 糸魚川地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24項から第26項までに規定するもののほか、次のとおりとする。

健康福祉部・農林振興部 (略)  
 地域整備部  
 総務課 (略)  
 業務課

第1項に規定する地域整備部業務課の分掌事務  
 用地課

第1項に規定する地域整備部用地課の分掌事務

維持管理課～河川・砂防課 (略)

12 佐渡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、第26項に規定するもののほか、次のとおりとする。

健康福祉環境部・農林水産振興部 (略)  
 地域整備部  
 総務課

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

業務課

(1) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項

(2) 土木事業に係る入札及び契約並びに建設業の指導に関する事項

(3) 公共施設の管理に関する事項 (佐渡空港並びに港湾及びその区域内の海岸を除く。)

(4) 国土交通省所管国有財産 (従前の建設省所管の国有財産に限る。)の取得、管理及び処分に関する事項

(5) 土地取引の届出等に関する事項

(6) 建設工事に係る資材の分別解体等に関する事項 (国の機関又は地方公共団体が行う建設工事に限る。)

(7) 部内他課に属しない事項

<u>用地・行政課</u>	
(1) <u>土木事業に係る土地等の収用、使用、買収及び寄付並びに地上物件等の移転並びに損失補償に関する事項</u>	
(2) <u>公共施設の管理に関する事項（佐渡空港並びに港湾及びその区域内の海岸を除く。）</u>	
(3) <u>国土交通省所管国有財産（従前の建設省所管の国有財産に限る。）の取得、管理及び処分に関する事項</u>	
維持管理課～県民サービスセンター （略）	
13 （略）	
14 新潟地域振興局新津地域整備部の部及び課の分掌事務は、第26項に規定するもののほか、次のとおりとする。 庶務課 第6項に規定する地域整備部業務課の分掌事務 <u>用地・行政課</u> 第4項に規定する <u>地域整備部用地・行政課</u> の分掌事務 維持管理課～ダム管理課 （略）	
15 （略）	
16 新潟地域振興局津川地区振興事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課 (1)～(5) （略）  (6) （略） (7) （略） (8) （略） (9) （略） (10) （略） <u>用地・行政課</u> (1) <u>土地等の収用、使用、買収及び寄付並びに地上物件等の移転並びに損失補償に関する事項</u> (2) <u>公共施設の管理に関する事項</u> (3) <u>国土交通省所管国有財産の取得、管理及び処分に関する事項</u>  維持管理課～森林施設課 （略）	
17～26 （略）	
<b>第13条</b> 村上、三条、魚沼、十日町、柏崎、糸魚川及び佐渡の各地域振興局は、前条に規定するもののほか、次に掲げる事項に係る事務を分掌する。 (1)～(4) （略）	

<u>用地課</u>	
<u>第1項に規定する地域整備部用地課の分掌事務</u> 維持管理課～県民サービスセンター （略）	
13 （略）	
14 新潟地域振興局新津地域整備部の部及び課の分掌事務は、第26項に規定するもののほか、次のとおりとする。 庶務課 第1項に規定する地域整備部業務課の分掌事務 <u>用地課</u> 第1項に規定する <u>地域整備部用地課</u> の分掌事務 維持管理課～ダム管理課 （略）	
15 （略）	
16 新潟地域振興局津川地区振興事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課 (1)～(5) （略） (6) <u>公共施設の管理に関する事項</u> (7) <u>国土交通省所管国有財産の取得、管理及び処分に関する事項</u> (8) <u>土地取引の届出等に関する事項</u> (9) （略） (10) （略） (11) （略） (12) （略） (13) （略） <u>用地課</u>  <u>土地等の収用、使用、買収及び寄付並びに地上物件等の移転並びに損失補償に関する事項</u> 維持管理課～森林施設課 （略）	
17～26 （略）	
<b>第13条</b> 村上、三条、魚沼、十日町、柏崎、糸魚川及び佐渡の各地域振興局は、前条に規定するもののほか、次に掲げる事項に係る事務を分掌する。 (1)～(4) （略）	

(設置)

第128条 労働者及び使用者からの労働相談に応ずるため、労働相談所を新潟市に置く。

(組織及び分掌事務)

第131条 新潟テクノスクールに総務課、訓練課及び開発援助課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

総務課 (略)

訓練課

(1)～(3) (略)

(4) 短期課程の職業訓練（在職者訓練及び委託訓練を除く。）に関する事項

開発援助課 (略)

2 上越テクノスクールに総務課及び訓練課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

総務課 (略)

訓練課

(1)～(3) (略)

(4) 短期課程の職業訓練（在職者訓練及び委託訓練を除く。）に関する事項

(5) 前項に規定する開発援助課の分掌事務

3・4 (略)

(総括政策企画員等)

第177条 (略)

2 知事政策局政策企画課、広報広聴課、地域政策

(5) 前各号に掲げる事項に係る公印、文書及び会計に関する事項

(設置)

第128条 労働者及び使用者からの労働相談に応ずるため、労働相談所を置き、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
新潟労働相談所	新潟市	新潟市 新発田市
		村上市 五泉市 阿賀野市 佐渡市 胎内市 北蒲原郡 東蒲原郡 岩船郡
長岡労働相談所	長岡市	長岡市 三条市 柏崎市 小千谷市 加茂市 十日町市 見附市 燕市 魚沼市
		南魚沼市 西蒲原郡 南蒲原郡 三島郡 南魚沼郡 中魚沼郡 刈羽郡
上越労働相談所	上越市	上越市 糸魚川市 妙高市

(組織及び分掌事務)

第131条 新潟テクノスクールに総務課、訓練第1課、訓練第2課及び開発援助課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

総務課 (略)

訓練第1課

(1)～(3) (略)

訓練第2課

短期課程の職業訓練（在職者訓練及び委託訓練を除く。）に関する事項

開発援助課 (略)

2 上越テクノスクールに総務課及び訓練課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

総務課 (略)

訓練課

(1)～(3) (略)

(4) 前項に規定する訓練第2課及び開発援助課の分掌事務

3・4 (略)

(総括政策企画員等)

第177条 (略)

2 知事政策局政策企画課、広報広聴課、地域政策

課、ICT推進課及び国際課、総務部行政改革課、県民生活課、大学・私学振興課及び税務課、環境局環境政策課、防災局防災企画課、福祉保健部福祉保健総務課、地域医療政策課、感染症対策・薬務課、高齢福祉保健課、健康づくり支援課、障害福祉課及び子ども家庭課、産業労働部産業政策課、地域産業振興課、創業・イノベーション推進課及びしごと定住促進課、観光文化スポーツ部観光企画課、国際観光推進課及び文化課、農林水産部農業総務課、農産園芸課、食品・流通課及び治山課、農地部農地管理課、土木部監理課、技術管理課、都市局都市政策課及び都市局都市整備課並びに交通政策局交通政策課、港湾振興課及び空港課に政策企画員を置く。

(企画監査員等)

**第179条** (略)

**2** 福祉保健部国保・福祉指導課に監査専門員を置くことができる。

(次長)

**第189条** 保健所、福祉事務所、児童相談所、食肉衛生検査センター、病害虫防除所、家畜保健衛生所、自治研修所、放射線監視センター、中央福祉相談センター、保健環境科学研究所、精神保健福祉センター、コロニーにいがた白岩の里、新潟学園、工業技術総合研究所、労働相談所及び流域下水道事務所に次長を置くことができる。

2・3 (略)

(用地調整員)

**第208条** 村上地域振興局、新発田地域振興局、新潟地域振興局、長岡地域振興局、南魚沼地域振興局、十日町地域振興局及び上越地域振興局の地域整備部の用地課、三条地域振興局、魚沼地域振興局、柏崎地域振興局、糸魚川地域振興局及び佐渡地域振興局の地域整備部、新潟地域振興局津川地区整備部の用地・行政課、長岡地域振興局地域整備部及び上越地域振興局地域整備部の維持管理事務所の業務課、上越地域振興局妙高砂防事務所の庶務課、村上地域振興局、南魚沼地域振興局及び糸魚川地域振興局の農林振興部、三条地域振興局、魚沼地域振興局、十日町地域振興局及び柏崎地域振興局の農業振興部並びに新潟地域振興局巻農業振興部の庶務課、新発田地域振興局農村整備部並びに新潟地域振興局、長岡地域振興局及び上越地域振興局の農林振興部の農用地課、佐渡地域振興局農林水産振興部の農地庶務課並びに上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所の業務課に用地調整員を置くことができる。

課、ICT推進課及び国際課、総務部行政改革課、県民生活課、大学・私学振興課及び税務課、環境局環境政策課、防災局防災企画課、原子力安全対策課、福祉保健部福祉保健総務課、地域医療政策課、感染症対策・薬務課、高齢福祉保健課、健康づくり支援課及び障害福祉課、産業労働部産業政策課、地域産業振興課、創業・イノベーション推進課及びしごと定住促進課、観光文化スポーツ部観光企画課及び国際観光推進課、文化課及びスポーツ課、農林水産部農業総務課、農産園芸課、食品・流通課及び治山課、農地部農地管理課、土木部監理課、技術管理課、都市局都市政策課及び都市局都市整備課並びに交通政策局交通政策課、港湾振興課及び空港課に政策企画員を置く。

(企画監査員)

**第179条** (略)

**2** 福祉保健部国保・福祉指導課に監査専門員を置くことができる。

(次長)

**第189条** 保健所、福祉事務所、児童相談所、食肉衛生検査センター、計量検定所、病害虫防除所、家畜保健衛生所、自治研修所、放射線監視センター、中央福祉相談センター、保健環境科学研究所、精神保健福祉センター、コロニーにいがた白岩の里、新潟学園、工業技術総合研究所及び流域下水道事務所に次長を置くことができる。

2・3 (略)

(用地調整員)

**第208条** 地域振興局の地域整備部、新潟地域振興局新津地域整備部及び新潟地域振興局津川地区振興事務所の用地課、長岡地域振興局地域整備部及び上越地域振興局地域整備部の維持管理事務所の業務課、上越地域振興局妙高砂防事務所の庶務課、村上地域振興局、南魚沼地域振興局及び糸魚川地域振興局の農林振興部、三条地域振興局、魚沼地域振興局、十日町地域振興局及び柏崎地域振興局の農業振興部並びに新潟地域振興局巻農業振興部の庶務課、新発田地域振興局農村整備部並びに新潟地域振興局、長岡地域振興局及び上越地域振興局の農林振興部の農用地課、佐渡地域振興局農林水産振興部の農地庶務課並びに上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所の業務課に用地調整員を置くことができる。

(行政専門員)

第210条 村上地域振興局、南魚沼地域振興局及び糸魚川地域振興局の農林振興部、三条地域振興局、魚沼地域振興局、十日町地域振興局及び柏崎地域振興局の農業振興部並びに新潟地域振興局巻農業振興部の庶務課、新発田地域振興局農村整備部並びに新潟地域振興局、長岡地域振興局及び上越地域振興局の農林振興部の農用地課、佐渡地域振興局農林水産振興部の農地庶務課、村上地域振興局及び十日町地域振興局の地域整備部の業務課、新発田地域振興局、新潟地域振興局、長岡地域振興局、南魚沼地域振興局及び上越地域振興局の地域整備部の庶務課並びに三条地域振興局、魚沼地域振興局、柏崎地域振興局、糸魚川地域振興局及び佐渡地域振興局の地域整備部、新潟地域振興局新津地域整備部並びに新潟地域振興局津川地区振興事務所の用地・行政課に行政専門員を置くことができる。

第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。

名称	担任する事務	設置規定
(略)		
新潟県個人情報保護審査会	新潟県個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年新潟県条例第32号）第9条の規定による開示決定等についての審査請求に係る調査審議、個人情報の保護に関する事項の建議、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する事項の調査審議及び建議並びに特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについての意見の陳述	新潟県個人情報保護の保護に関する法律施行条例第9条第1項
(略)		
新潟県立近代美術館協議会	(略)	博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第1項

(行政専門員)

第210条 村上地域振興局、南魚沼地域振興局及び糸魚川地域振興局の農林振興部、三条地域振興局、魚沼地域振興局、十日町地域振興局及び柏崎地域振興局の農業振興部並びに新潟地域振興局巻農業振興部の庶務課、新発田地域振興局農村整備部並びに新潟地域振興局、長岡地域振興局及び上越地域振興局の農林振興部の農用地課、佐渡地域振興局農林水産振興部の農地庶務課、地域振興局の地域整備部及び新潟地域振興局新津地域整備部の庶務課並びに新潟地域振興局津川地区振興事務所の総務課に行政専門員を置くことができる。

第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。

名称	担任する事務	設置規定
(略)		
新潟県個人情報保護審査会	新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）第44条の規定による同条例の規定によりその権限に属させられた事項の審議、個人情報の保護に関する事項の建議、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する事項の調査審議及び建議並びに特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについての意見の陳述	新潟県個人情報保護条例第44条第1項
(略)		
新潟県立近代美術館協議会	(略)	博物館法（昭和26年法律第285号）第20条第1項

**附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。